

業務指示書

ベトナム国VNACCSによる税関行政近代化プロジェクト ハードウェア・セキュリティ対応支援及び利活用改善に向けた方針検討支援

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年5月31日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年6月6日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：行政手続きのシステム開発に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／全体統制）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：通関電子化分野のシステム開発・ハードウェア更改に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 ハードウェア更改検討支援】

- 1) 類似業務の経験：システム開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年6月9日 12時
 - (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。）
 - (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
 - (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
- 注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.004930 円, US\$1 = 111.083000 円, EUR1 = 119.828000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／全体統制
ハードウェア更改検討支援

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.84 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年6月30日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ② 業務の実施方針等
 - ③ 業務従事予定者の経験・能力
 - ④ 若手育成加点*
 - ⑤ 価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ベトナム国VNACCSによる税関行政近代化プロジェクト ハードウェア・セキュリティ
対応支援及び利活用改善に向けた方針検討支援

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/全体統制	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： ハードウェア更改検討支援	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

VNACCS による税関行政近代化プロジェクト ハードウェア・セキュリティ対応支援及び利活用改善に向けた方針検討支援

1. 事業の背景

ベトナムは、1986年のドイモイ（刷新）政策導入以降、継続的に経済成長を達成しており、2007年～2014年の平均成長率は5.84%と、東南アジア地域の中でも比較的高い成長を達成している。この背景には2007年1月のWTO加盟以降、急速に伸びた外国直接投資があげられるが、これに比例し、輸出入申告件数も2002年の116万件から2010年には416万件へと急増し、2015年では842万件を記録している。そのため、税関職員の業務負担も増大していることから、ITを活用した輸出入・通関手続きの効率化がベトナム税関総局（General Department of Vietnam Customs, 以下「GDVC」）にとって喫緊の課題であった。また、2015年末にASEAN経済共同体が発足しており、域内貿易の自由化による経済成長と共に、輸出入・通関手続きの更なる効率化が求められている。

このような状況の下、GDVCは、ナショナル・シングルウィンドウ実用化や通関手続きの簡素化・国際的調和化といった税関行政の近代化を強力に推進しており、「税関近代化5カ年計画」に基づき、必要な法・体制整備や人材育成等を行ってきた。その一環で、GDVCは、わが国財務省関税局をはじめとする関係機関が使用している輸出入・港湾関連情報処理システム（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System, 以下「NACCS」）および通関情報総合判定システム（Customs Intelligence Database System, 以下「CIS」）の技術的優位性に鑑み、NACCSおよびCISの技術を活用した通関ITシステム（Viet Nam Automated Cargo Clearance System, 以下「VNACCS」）構築について無償資金協力「税関近代化のための通関電子化及びナショナル・シングルウィンドウ導入計画」を我が国政府に対し要請し、2014年3月に完工、2014年6月に全国導入が完了している。

VNACCS導入に当たっては税関分野における既存の法規制や業務プロセスを見直すとともに、新システムについて関係者への周知・説明等、同システム導入に向けた周到な検討・準備が必要となるため、ベトナム政府は当該課題に対応するための体制作りや人材育成にかかる技術協力「通関電子化促進プロジェクト」を我が国政府に対し要請し、2012年から3年間の協力が実施された。

2014年のVNACCS稼働から1年半が経過し、全輸出入申告件数の99%が本システムを通じて行われており、これまでの資金協力・技術協力の成果が確認されている。GDVCは本システムのさらなる有効活用及び維持管理能力の向上に加え、本システムを活用した税関業務の近代化に関する協力を求めており、技術協力プロジェクト「VNACCSによる税関行政近代化プロジェクト（以下、本プロジェクト）」を2015年8月から2年11か月（2018年6月まで）の計画で実施している。本プロジェクトで想定されている活動のうち、VNACCS/VCISの利活用向上に向けた方向性の分析（本プロジェクトの成果1）については、日本の財務省関税局の短期専門家（以下「関税局専門家」）及びシステム開発に関係する短期専門家（システム改善計画策定支援専門家、システム連携活用促進支援専門家、VCIS活用促進支援専門家）が複数回ベトナムに派遣され、

GDVC と共に調査・検討を行い、調査結果報告書（以下、Study Report）が取りまとめた。今後は、Study Report で提言された活動の具体化について、日越双方で協力しながら、VNACCS/VCIS の更なる利活用改善に向けた取り組みを進めて行く予定である。

2. 事業の概要

(1) 事業の名称

VNACCS による税関行政近代化プロジェクト ハードウェア・セキュリティ対応支援及び利活用改善策検討支援

(2) 期待される成果

本支援を通じ、GDVC が実施する VNACCS/VCIS のハードウェア・セキュリティ更改に緊急的に必要となる情報提供・技術支援を提供すると共に、GDVC が実施する VNACCS/VCIS の更なる利活用の改善に向けて必要となる追加機能について、その実装に必要な技術支援を提供する。

(3) 対象地域

ベトナム全国（主に GDVC 本部所在地であるハノイ市）

(4) 関係官庁・機関

ベトナム財政省 税関総局（(General Department of Vietnam Customs)

(5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

これまで JICA では技術協力プロジェクト「税関行政近代化のための指導員養成プロジェクト(2004-2007)」、「メコン地域における税関リスクマネジメント・プロジェクト(2007-2010)」、「税関行政官能力向上のための研修制度強化プロジェクト(2009-2012)」、「通関電子化促進プロジェクト(2012-2015)」、技術協力プロジェクト「VNACCS による税関行政近代化プロジェクト(2015-2018 予定)」を通じて、税関業務の効率化、近代化を支援しており、ベトナムの税関分野に対して一貫した支援を実施している。

また、通関手続きの適正化・迅速化を目的として、無償資金協力「税関近代化のための通関電子化及びナショナル・シングルウィンドウ導入計画」(2014年3月完工)を実施し、VNACCS/VCIS の導入を行った。

3. 業務の目的

本業務は、Study Report にて優先度：S「長期安定稼働の観点から緊急性があり、すぐ対応すべき事項」として分類され、カウンターパート側が実施するハードウェア更改及びセキュリティ対策強化に必要な技術支援・技術移転を行う事を目的とする。

また、優先度 A「改善策の具体的な検討が進んでいるもの」として分類された各業務のうち、特にカウンターパート側が希望するソフトウェア改善事項（以下「利活用改善策」、通関/他政府機関連携、貨物管理、リスクマネジメント/審査基準等）の取りまとめ・明確化に向けて必要な技術指導・技術移転を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

コンサルタントは、「3. 業務の目的」を果たすために「5. 実施方針及び留意事項」「6. 業務の内容」に示す内容の調査を実施し、調査の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書を作成して、JICA 及び先方機関に説明、協議の上、機構に提出する。

5. 実施方針及び留意事項

[共通事項]

(1) 現行 VNACCS/VCIS に関する技術移転推進の必要性

2014 年 4 月に運用を開始した後、GDVC は、自律的かつ定期的な VNACCS/VCIS の改修（小規模な改変含む。以下同じ。）を実施していない。これは、GDVC 技術者が現行 VNACCS/VCIS のシステム構造（特に業務アプリケーション）についての理解が不完全であることに起因する。本業務を通じ、VNACCS/VCIS の追加機能の実装の検討と、現行システムの利活用改善に関する技術支援・技術移転を実施することで、GDVC が既存 VNACCS/VCIS の改修を実施することが可能となる。なお技術指導・技術移転に際しては、GDVC 側に VNACCS/VCIS 業務アプリケーションへの深い専門性・知識を涵養するよう促すことが必要であり、本業務では、GDVC 技術者との徹底した共同作業の実施を通じた技術指導・技術移転が必要となる。この点に留意して、業務実施を行う。

(2) GDVC 及びベトナム側関係機関との緊密な連携

VNACCS/VCIS は、GDVC によって長期・安定的に使用されていくものであることから、改善検討を行う際は、ベトナム国内の貨物の流れや通関関連業務の実情に即して検討する必要がある。当該観点を踏まえると、GDVC への技術指導・技術移転については、上記 5 (1) に記載した GDVC 技術者に加え、通関その他関連部門とも広く緊密に連携する必要がある。さらに、本業務の実施に際しては、システム利用の需要予測など、要件定義に必要なデータを GDVC 以外のベトナム政府の関係機関から入手する必要があり、仕様策定の段階ではハードウェアベンダーとの協力も必要となる。

上記を踏まえ、コンサルタントは、GDVC との緊密な連携及びベンダー等との関係を主体的に構築し、円滑な情報収集・調整を行うよう留意する必要がある。

(3) 長期専門家及び関係機関との密接なコミュニケーションの確保・協働

本業務を効率的・効果的に進めるために、JICA 産業開発・公共政策部及び JICA ベトナム事務所との連携と共に、ベトナムへ派遣中である技術協力プロジェクト長期専門家と適宜・適時に情報共有、意見交換、調整を行う。また、現地ミッションの際は、関税局専門家の求めに随時対応することを含めてこれと相互に連携して業務を実施するとともに、事前準備及び調査結果作成などの際にも、密接なコミュニケーションを確保する。また四半期に 1 回程度開催される予定の JCC にも併せて参加する。

(4) ベトナム政府の調達規則

本業務実施後に GDVC 側での実施が想定されるハードウェア更改・セキュリティ対策強化及びソフトウェア開発に係る政府調達について、ベトナム政府の調達規則に則り行われることが想定される。同規則によると、詳細設計を含めたコンサルティング工程に携わった業者及びその子会社は、後続の構築フェーズには応札できないとの情

報を得ている。この点に留意して、業務実施を行う。

[優先度 S にかかる留意事項]

1) 現地で調達可能な人的リソース・ハードウェアの選定

今後の追加機能の実装に向けて必要となるリソースについて、本業務実施後の GDVC 側による自律的・持続的な実施体制の構築に向け、特に維持管理の容易性に配慮し、可能な限り現地または近隣国で調達可能な人的リソースの活用を基本方針とする。

また、今後のハードウェア更改・セキュリティ対策強化に向けて必要となる調達機材について、本業務実施後の GDVC 側による自律的・持続的な実施体制の構築に向け、特に維持管理の容易性に配慮し、可能な限り現地または近隣国で調達可能なハードウェア機材等のシステムの導入を基本方針とする。特に、現行 VNACCS/VCIS で利用されているハードウェア基盤は、NACCS/CIS をベースに構成しているものの、GDVC によるシステムの一元的な運営・維持管理体制のため、更なる運用保守作業の軽減及び効率化が図れる可能性がある。そのため、現地ベンダー等の有効活用を最優先とし、現地リソースによる VNACCS/VCIS の自律的・持続的維持管理に向けた実施計画及び運用・保守計画の策定を行う GDVC を支援すること。

また、システムで利用されるハードウェアは一般的に 5 年程度をもってメーカーの保守が切れることが一般的であるため、今回調達されるハードウェア機器についても今後継続的に同様の更改を実施する必要がある。そのため、今回のハードウェア更改に向けた支援を通じ、GDVC が今後自律的に VNACCS/VCIS のハードウェア更改に向けた調達仕様の検討・策定を継続的に実施できることが肝要である。この点に留意し、調達仕様の策定ノウハウの技術指導・技術移転を行うこと。

2) GDVC による早期ハードウェア更改に向けたシステム要件検討の必要性

VNACCS/VCIS のハードウェア更改に向け、GDVC による実施が想定されるハードウェア機器及びハードウェア設計/構築/試験の調達に際しては、現行システム構成への深い理解が求められる。今後の更改に向けて行われる、GDVC によるハードウェア更改に向けた、システム要件の検討にあたっては、GDVC 側の理解度・技術水準を的確に把握した上で、GDVC 側が適切かつ円滑に進められるよう技術指導・技術移転が必要となる。そのため、本業務実施の際には、この点を十分に留意すること。

3) ハードウェア更改におけるあるべきシステム要件定義に配慮した検討の実施

VNACCS/VCIS ハードウェア設置 (2012 年 12 月) 時期から、VNACCS/VCIS 稼働に必要な各種オペレーティング・システム (OS)・ミドルウェア等の主要なバージョンアップがなされており、これらを考慮した機器選定及び設計が必要となる。併せて、ベトナム政府情報セキュリティ委員会が規定するセキュリティ要件や他省庁・機関システムと VNACCS/VCIS の接続試験環境要件に留意した上での要件検討が求められる。そのため、本業務の実施に際しては、以上の各点について留意すると共に、今後の運用保守作業の軽減・効率化を見据えた基盤の見直しの可能性についても検討する。

4) ハードウェア更改に向けた実施計画の策定及び更改後の運用・保守計画の策定に向けた支援。

本業務の実施により、ベトナム側にて実施が予定されているハードウェア更改につ

いて、その無事故・円滑な実施に向けて、以下の各点に留意し技術指導・技術移転すること。

- ① ハードウェア機器調達、ハードウェア設計・構築・試験の役割分担のあり方
- ② 業務アプリケーションとの整合性の確保
- ③ データ移行についての現地運用保守事業者との連携
- ④ ハードウェア更改時に同時実施するソフトウェア開発がある場合の連携
実施計画の策定に当たっては、バックアップセンター（DR サイト）の可否についても併せて検討することとする。

また、以降に持続的な VNACCS/VCIS 活用及び自律的なハードウェア更改を行うためには、GDVC 及びベトナム国内リソースを活用したハードウェア更改後の運用・保守計画の策定・履行が必須である。その策定・履行に向けて、本業務を通じて技術指導・技術移転を行う際、以下の点に留意すること。

- ① ハードウェア更改の実施に際しては、現行システム上にソフトウェア資産が残るため、既存の運用保守体制の維持が必要となること。
- ② 運用保守を含めた機器調達・リース契約等調達形態のあり方の検討。
- ③ GDVC で実施する国際調達にかかる期間を短縮するための工夫。

5) 現行システムへの緊急セキュリティ対策の必要性

現行 VNACCS/VCIS のセキュリティ対策は、NACCS/GIS と同様のセキュリティレベルを担保する対策が取られているものの、ベトナム政府情報セキュリティ委員会にて規定するセキュリティレベルを満たす対応が求められている。そのため、同委員会が規定する必要なセキュリティ対策の詳細を確認し、同一バージョンにおけるセキュリティパッチ適用に限り、その具体的なシステム改変等の対策及び同対策を実施した場合の影響範囲の特定等検討・検証が必要である。

また、検討・検証後の実際のセキュリティ対策の実施は、GDVC が保守・維持管理契約を締結し、運用保守作業を担う現地ベンダーにて実施される見込みである。そのため、GDVC を通じた現地ベンダーとの連携を密に行い、これら実際のセキュリティ対策について継続的に進捗状況を確認しつつ、適宜質疑応答等フォローアップ及びパッチ適用時の現地での支援を実施することが必要である。

6) ハードウェア更改までの現行機器延命措置コンサルティング

ハードウェア更改実施までの現行機器延命措置については、別途実施するハードウェア更改計画と連携を取る必要がある。また、延命措置による保守費用の増加や予備パーツの購入など、GDVC 側の予算措置対応への提言も必要となるため、この点留意すること。

[優先度 A にかかる留意事項]

1) 利活用改善策明確化の必要性

Study Report では、VNACCS/VCIS システムの追加機能に関する改善要望（例：通関・他政府機関連携（OGA）、リスクマネジメント、審査基準管理）をどのようにソフトウェア改修に反映するか、その必要な要件について既に検討され、確定している状況にある。これら要件について、実際のソフトウェア改修の調達に際しては、入札仕様書の主要な内容である要件定義書及び外部仕様書で確実に記載・確定させる必要がある。

現在、GDVC 側技術者には、これら外部仕様の策定に必要な IT スキル・ドキュメンテーションが可能な技術者は限られているため、現状の GDVC 技術者の能力・現況を踏まえた上で、本業務を通じた技術支援を行うよう、留意する必要がある。

更に、IT システムとしての技術的側面のみ観点から支援を実施するだけでなく、GDVC の実態に即した効果的かつ運用可能な改善を実現するため、GDVC の通関・OGA 関係業務等の運用状況及び通関現場の実態を調査・確認し十分に把握した上で、関税局専門家と連携して日本における制度面・運営面に関する事例やノウハウを GDVC と共有するとともに、当該ノウハウ等に基づき GDVC 職員が実行可能な業務改善に向けた技術支援を併せて実施するよう留意すること。

2) 貨物管理機能導入にかかる検討

貨物管理機能は、その導入に対して GDVC 側の強い要望を Study Report 作成過程で確認している。Study Report を通じた GDVC・JICA 間の協議では、貨物管理機能に関する日本の事例の紹介程度に留まっており、本業務の実施に際しては、NACCS の貨物管理業務の業務仕様と、ベトナムにおける貨物管理の実態の把握を通じた差異の分析、及びベトナム国に適用する場合の修正箇所等の検討・決定が必要となる。その際には、NACCS の貨物管理の実態を踏まえた上で、ベトナムと日本の双方の貨物管理の実態を踏まえたフィットギャップ分析（ベトナムにおける貨物管理の「あるべき姿」と、新規に VNACCS に追加が検討される貨物管理機能が、どれだけ適合（フィット）し、どれだけズレ（ギャップ）があるかを調査、分析、評価すること）を行うことが有用であり、その点をカウンターパートと共に業務を実施すること。

更に、IT システムとしての技術的側面のみ観点から支援を実施するだけでなく、GDVC の実態に即した、効果的かつ運用可能な改善を実現する必要がある。そのため、上記のフィットギャップ分析を実施する際は、GDVC の運用状況や及びベトナム国内の物流・貨物管理の実態を調査・確認し十分に把握し、関税局専門家と連携して NACCS における貨物管理に係る制度面・運営面に関する事例やノウハウを共有すること。また、その後の技術支援は、本邦におけるノウハウ等に基づき、GDVC 職員が実行可能な運用に向けた技術支援を併せて実施するよう留意すること。加えて、貨物管理業務に関わる者については、将来、VNACCS に貨物管理機能が追加された際は、VNACCS 利用者になりうることから、該当者及びその役割分担の把握を行うこと。

3) 既存他システムの分析の必要性

ベトナムの税関行政を担う GDVC は、VNACCS/VCIS 以外にも複数の IT システム（例：E-Customs、KTT559³、Riskman、ナショナル・シングルウィンドウ（NSW）。以降、他システム）を運用している。これらの他システムは、VNACCS/VCIS の一部業務・機能とのカバレッジに重複があり、これらの重複を調査・分析することで、業務の共通化/一本化を通じた VNACCS/VCIS の更なる利活用に向けた業務機能の集約及び IT システムの簡素化が図れる可能性がある。他方、現在の GDVC には、他システムと VNACCS/VCIS の連携/集約について、全体最適に基づく各システムの機能の整理・分析が可能な技術者は限られている。従って、他の周辺システム整備の将来性を検討する際は、VNACCS/VCIS に関する知見と共に、GDVC が運用する他システムの運用状況に関する理解が必要となる。

³ Import and Export Tax Accounting Information System と GDVC より情報共有。関税等の納付情報の管理を行うシステム。

更に、既存他 IT システムの調査・分析に際しては、VNACCS/VCIS の更なる利活用に向けた業務機能の集約及び IT システムの簡素化にかかる検討を行うことで NACCS によって実現している日本のナショナル・シングルウィンドウ (NSW) の実現の経緯や制度面・運営面に関する事例やノウハウを踏まえた検討により、効果的な分析・検討が可能となる。これらについて、現状の GDVC 職員の能力・現況を踏まえた上で、事例紹介・技術支援を行うこと。

6. 業務の内容

(1) 事前準備 (国内作業) 及び業務計画書の説明・協議

- 1) 既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な業務内容及び行程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICA 産業開発・公共政策部、ベトナム事務所及び関税局専門家と十分に協議を行うこととする。特に、我が国の運用状況を踏まえて本業務を実施する必要がある場合については、関税局専門家と連携しつつデータ分析や資料等の準備を行う。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。
- 2) 上記の結果をとりまとめ、調査計画書を作成し JICA 産業開発・公共政策部及び関税局専門家に対して説明し、了解を得る。また現地業務の冒頭に、JICA ベトナム事務所及び技術協力プロジェクト長期専門家と事前準備結果 (業務計画書案含む) を共有し、実施機関である GDVC に対し、同計画書をもとに業務方針、業務計画、便宜供与依頼事項等を説明し、了解を得る。その際、GDVC から要望等があった際は、必要に応じて機構と相談の上、業務の目的の範囲内で業務項目に追加することを検討する。

[優先度 S にかかる業務内容]

(2) VNACCS/VCIS のハードウェア・セキュリティに関する現況把握

- 1) VNACCS/VCIS のハードウェアの現況を、既往調査結果等も活用しつつ、GDVC と共に調査し、問題点・課題を把握する。特に、以下の事項を確認する。
 - (ア) オペレーティング・システム (OS)
 - (イ) ミドルウェア
 - (ウ) ネットワーク及びネットワーク機器のバージョン
 - (エ) ハードウェアメーカー保守期限
 - (オ) 処理方式
 - (カ) 可用性 (システムの稼働継続のための耐障害性)
 - (キ) 冗長性 (障害発生時に備え、発生後でもシステム全体の機能を維持し続けられる構成)
 - (ク) 運用性
 - (ケ) セキュリティ対策等
 - (コ) 接続試験環境及びアプリケーション保守環境
 - (サ) 運用保守ツール
- 2) 上記 1) の調査結果を踏まえ、次期ハードウェア基盤にて、GDVC が新たに実

装を要望する事項は確認する。同事項の確認に際し、現段階で想定するヒアリング事項は以下の通り。各事項については、以下の観点からその実現可能性を慎重に検討すること。

(ア) 技術要素

(イ) コスト

(ウ) 構成（仮想化）

(エ) Service Level Agreement (SLA、サービスを提供者と利用者の間で結ばれるサービスのレベルに関する合意)

(オ) Disaster Recovery サイト（災害などで主要な IT システム拠点での業務の続行が不可能になった際に、緊急の代替拠点として使用する施設や設備）

(カ) セキュリティ対策（レベル・適用範囲）

(キ) パッチ適用方針

(ク) アップデート方針

- 3) 上記 1) 2) の調査結果を踏まえ、GDVC とハードウェア更改に向けたスケジュールを検討する。尚、GDVC との検討に先立って、JICA 産業開発・公共政策部及び JICA ベトナム事務所との連携と共に、技術協力プロジェクト長期専門家及び関税局専門家とも適宜・適時に情報共有、意見交換、調整を行うこととする。

(3) ハードウェア更改までの現行システムの延命措置検討支援

- 1) 上記 (2) で確認された VNACCS/VCIS の現況及びハードウェア更改に向けたスケジュールを踏まえ、GDVC と共に問題点・課題を把握する。
- 2) 調査の結果、既往の機材の延命措置が必要となった場合、GDVC と各ハードウェアベンダーとの個別協議及び条件合意に向けて必要となるノウハウについて、適宜助言を行う。また、ハードウェアの延長活用が困難な場合には、そのコンティンジェンシープランの策定を支援する。

(4) ハードウェア更改に向けた課題の検討

- 1) 上記 (2) (3) で把握された現況を踏まえ、GDVC 側と共にハードウェア更改に向けた課題の整理・検討を行い、同プロセスを通じて GDVC 側に必要となるノウハウの技術支援・技術移転を行う。その際、以下の観点到に留意しつつ、次期ハードウェア更改における商用環境のみならず、維持環境（アプリケーション保守環境・接続試験環境・研修環境）についても併せて技術支援を行う事とする：

(ア) システム概要（要件・構成）

(イ) 処理方式

(ウ) インターフェース

(エ) ハードウェア

(オ) ネットワーク

(カ) セキュリティ

(キ) 可用性

(ク) 拡張性

- (ケ) 性能
- (コ) 移行性
- (サ) 維持環境

2) 上記 1) の業務実施に際し、JICA 産業開発・公共政策部及び JICA ベトナム事務所との連携と共に、技術協力プロジェクト長期専門家及び関税局専門家とも適宜・適時に情報共有、意見交換、調整を行うこととする。また、その際、本業務（５）で実施される現行システムへの緊急セキュリティ対応支援の内容との平仄を合わせた上でモニタリング等を行うこと。

3) 上記 2) に併せて、現行 VNACCS/VCIS の最適化についても分析を行い、これを次期ハードウェア基盤上で改善するための助言も併せて実施する。

(5) 現行システムへの緊急セキュリティ対応支援

1) VNACCS/VCIS のセキュリティ対応の現況を、GDVC からの指摘事項及び既往調査結果等を活用しつつ調査し、問題点・課題を把握する。特に、以下の 4 点に留意する：

- (ア) オペレーティング・システム
- (イ) ミドルウェア
- (ウ) ネットワーク機器のファームウェア
- (エ) 適用候補パッチの現状

2) 上記 1) の現況調査の結果を踏まえ、以下の内容を含めたアクションプラン案を GDVC と共に検討・作成し、GDVC の実施方針決定に向けた技術的助言を行う。尚、検討に際しては、JICA 産業開発・公共政策部及び JICA ベトナム事務所との連携と共に、技術協力プロジェクト長期専門家及び関税局専門家とも適宜・適時に情報共有、意見交換、調整を行うこととする。

- (ア) 実際に適用するセキュリティ対策
- (イ) 適用スケジュール
- (ウ) GDVC・現地保守ベンダー間の作業分担
- (エ) 必要な作業量・コスト
- (オ) 提案内容の実現可能性
- (カ) 実施の際に想定されるリスク及びその対策

本検討を実施するにあたり、以下の業務の実施に際しては、現地・国内再委託も可能とし、その場合にはプロポーザルに記載し提案すること。

- (ア) 検証環境
- (イ) 対象セキュリティパッチ検討
- (ウ) セキュリティパッチ収集
- (エ) 検証環境構築
- (オ) セキュリティパッチ適用
- (カ) オペレーティング・システム/ミドルウェア動作確認

- 3) 上記 2) で決定した GDVC による実施方針に基づき、GDVC 及び現地保守ベンダーにて実施されるセキュリティ対策について、GDVC が主体的に実施する実施状況のモニタリング及び必要に応じた技術支援・技術移転を行う。その際、本業務（4）で実施されるハードウェア更改に向けたシステム要件定義書作成の内容・更改後の機材の整備方針との平仄を合わせた上でモニタリング等を行うことが必要である。

[優先度 A にかかる業務内容]

(6) 利活用改善策の検討が必要な業務の現況調査

- 1) VNACCS/VCIS の業務群の独立性を考慮し、利活用改善の検討が必要な業務の
カテゴリーを以下の 4 点に分類する。

- (ア) 通関/OGA（他政府機関連携）
- (イ) 貨物管理（利用者管理を含む。）
- (ウ) リスクマネジメント／審査基準
- (エ) システム共通／IT 処理方式

分類した各事項について、Study Report にて検討した追加機能のニーズについて、GDVC と本業務従事者との間で再度確認を行う。また、同 report に記載済み事項に対し、外的要因等により変更・追加が必要になった事項や継続検討となった事項について、GDVC と共にフォローアップを行い、最新のニーズを確認する。

下記（8）の各業務の利活用改善策の検討実施において、IT システムとしての技術的側面からの観点からの検討だけでなく、GDVC の実態に即した効果的かつ運用可能な改善策を検討するため、税関業務の核となる通関/OGA（他政府機関連携）関係業務及び GDVC 側の強い改善要望がある貨物管理機能関係を中心に、GDVC の運用状況及び現場の実態の調査・確認を重点的に実施する。

また以下の各点については、Study Report 完成後の GDVC 側の検討状況・方針等の確認が必要。

(ウ) リスクマネジメント

（輸出入）者プロフィールの改善、（輸出入）者ランク付け業務改善、
非違管理業務改善等

(エ) 審査基準

審査項目の追加、審査基準設定、選定処理の改善等

- 2) 他システムの運用・管理実態を精査し、VNACCS/VCIS との相互連携及び業務の取り込みについて、取り扱うデータ項目レベルでの精査を実施する。

- (ア) NSW
- (イ) E-Customs
- (ウ) E-Manifest
- (エ) KTT559
- (オ) Riskman

現況調査に当たっては、上記 1) 記載のとおり GDVC の運用状況及び現場の実態を十分把握する。特に、他システム使用者については、将来 VNACCS

の使用者となりうることから、該当者とそれらの役割の把握を積極的に行う。

3) 貨物管理（利用者管理を含む。）について、特に以下の各点の現況について調査する。

（ア）貨物管理業務の関係者及び役割分担

（イ）GDVCの貨物管理業務の方針及び運用状況の概要

（ウ）主要港・空港におけるベトナムの貨物取扱実態

（エ）国内物流（鉄道輸送貨物及びトラック運送貨物など）の現況

現況調査に当たっては、上記1)記載のとおりGDVCの運用状況及び現場の実態を十分把握する。特に、貨物管理業務に関わる者については、将来VNACCSの利用者になりうることから、該当者とそれらの役割の把握を積極的に行う。

(7) 各業務の利活用改善策方針の検討支援

1) 業務カテゴリーの4分類に沿って、各業務の利活用改善策方針の検討を、GDVCが主体的に実施し、必要に応じた技術支援を行う。本検討を通じてノウハウが移転され、今後はGDVCが自律的にVNACCS/VCISの改修を加えられるようになることが望ましい。各分類で行われるべき検討事項は、以下の通り。

なお本件の実施に際しては、上記(6)により把握したGDVCの運用実態等を踏まえ、関税局専門家と連携して日本における制度面・運営面に関する事例やノウハウをGDVCと共有するとともに、これらを踏まえた協議・調整・検討を実施する。

(ア) 通関/OGA（他政府機関連携）

① E-ManifestとVNACCSとの連携。特に、各システム間で共有する情報・項目の摺合せ、LCPO (License, Certificate, Permit and Other) 情報の他政府機関 (OGA) における承認状況を踏まえたVNACCS申告との突合項目の整理などについて必要に応じて他政府機関との協議・調整を行う。

② VNACCSとNSWの連携について具体的実施内容の検討。特に、NSW、VNACCSの中長期的での連携・統一化についての方向性について協議・検討を行う。

③ 管理資料の検討。NACCSにおける通関管理資料を基にVNACCSにおける管理資料の検討を行う。(各支局別の通関件数・許可件数等の通関手続きに係る統計情報を出力・関係者に共有)

④ 貨物管理機能との連携。通関時における貨物状態のチェックの検討、貨物情報へ反映させる通関状況(申告中、許可済等)等の検討を行う。

(イ) 貨物管理

① 本邦NACCSのSea貨物(海上運送貨物)仕様の共有とベトナムへの適用可能性の検討

② 本邦NACCSのAir貨物(航空運送貨物)仕様の共有とベトナムへの適用可能性の検討

③ 鉄道輸送貨物及びトラック運送貨物の検討

- ④ ベトナムの Sea 貨物（海上運送貨物）におけるコンテナヤード、保税倉庫での搬出入、バンニング／デバンニング、税関に提出するドキュメントおよび民・民間で授受するドキュメントに関する実地調査
- ⑤ ベトナムの Air 貨物（航空輸送貨物）における空港地区の保税倉庫での搬出入、エクスプレスカーゴ、税関に提出するドキュメントおよび民・民間で授受するドキュメントに関する実地調査
- ⑥ 貨物管理業務関係者（者数を含む。）と役割に係る調査結果及び利用者拡大に向けた課題の分析
- ⑦ Sea 貨物におけるベトナムでの貨物管理と、日本の貨物管理仕様とのフィットギャップ分析の実施。
- ⑧ Air 貨物におけるベトナムでの貨物管理と、日本の貨物管理仕様とのフィットギャップ分析の実施。
- ⑨ 本邦における貨物管理に係る管理資料（例：B/L 番号・コンテナ番号一覧を一定期間分まとめて出力・共有）の共有とベトナムへ適用可能性の検討。
- ⑩ 管理資料におけるベトナムでの貨物管理と、日本の貨物管理仕様とのフィットギャップ分析の実施。

(ウ) リスクマネジメント／審査基準

- ① 他システム（特に Riskman）とのカバレッジの重複及び業務の共通化／一本化に向けた検討。
- ② VNACCS/VCIS との相互連携及び業務の取り込みについて取り扱うデータ項目レベルでの精査を行う。
- ③ ①②の検討・精査を受け、審査基準項目の追加、審査基準設定、選定処理の改善を検討する。

(エ) システム共通／IT 処理方式

- ① 貨物管理等の追加機能を考慮したオンライン処理方式、バッチ処理方式の検討
- ② 貨物管理等の追加機能を考慮した民間及び税関端末機能の検討
- ③ 貨物管理等の追加機能を考慮した外部インターフェースの検討。
- ④ システム運用の改善、効率化に向けたシステム共通処理の検討

2) 上記 1) の利活用改善策方針の検討結果を踏まえ、今後の方針を詳細化した仮スコープを GDVC と共に検討し、GDVC の仮スコープ決定を支援する。尚、検討に際しては、JICA 産業開発・公共政策部及び JICA ベトナム事務所との連携と共に、技術協力プロジェクト長期専門家及び関税局専門家とも適宜・適時に情報共有、意見交換、調整し、GDVC の実態に即した効果的かつ運用可能なものを提案する。

(8) 利活用改善策の詳細案の作成支援

1) 上記 (8) で確定した仮スコープを踏まえ、GDVC が主体的に実施する各業務の利活用改善策の詳細を規定するソフトウェア利活用改善策の詳細案の概要のレビューを行い、その章立て・記載概要の合意形成に向けた支援を行う。

尚、本業務においては、各業務に対する知見をベースとし、VNACCS/VCISで追加実装が想定される各業務のあるべき構成を適切に助言・検討・提案することが可能な人員を配置すること。詳細案に含まれるべき内容は、プロポーザルで提案すること。

またVNACCS/VCISで追加実装が想定される各業務を効率的に実施するため、GDVCの運用を変更することが望ましいと考えられる事項がある場合には、関税局専門家と連携しつつプロポーザルで合わせて提案する。

- 2) 上記1)で合意したソフトウェア利活用改善策の詳細案の章構成に基づき、GDVCと協働し各章の詳細内容案を検討・作成する。また、同プロセスを通じたノウハウの技術支援・技術移転を行う。尚、各章の検討に際しては、GDVCとの検討に先立って、JICA産業開発・公共政策部及びJICAベトナム事務所との連携と共に、技術協力プロジェクト長期専門家及び関税局専門家とも適宜・適時に情報共有、意見交換、調整を行うこととする。
- (9) 利活用改善策詳細版に関する概算検討の支援
- 1) 上記(8)で確定した利活用改善策詳細版に基づき、GDVCが主体的に実施する利活用方針の詳細案で想定された各種機能の概算検討を支援する。その際、各分類の以下の事項について簡略的に取りまとめる点に留意し、GDVC側を支援すること。
 - (ア) 改修機能の詳細
 - (イ) システム開発・修正による実現のために必要となる作業量
 - (ウ) 概算の検討(ベトナム・ドンベース)
 - 2) 上記1)で検討された概算について、作成に際しては、JICA産業開発・公共政策部及びJICAベトナム事務所との連携と共に、技術協力プロジェクト長期専門家及び関税局専門家とも適宜・適時に情報共有、意見交換、調整を行うこととする。
- (10) 軽微なソフトウェア改修にかかるOJTの実施
- 1) GDVCは、現行システムにおける軽微なソフトウェア改修を未だ実施しておらず、同業務を実施するために必要な業務内容・作業量について自律的に計画策定・実施することが困難な状況にある。そのため、GDVC側及び現行保守ベンダーに対し、OJTにて同計画の策定・実施に必要な技術支援・技術移転を行う。具体的な業務対象は、Study ReportでVNACCS/VCISリクエストの中で影響範囲が軽微な改修事案を選定し、既存設計書及びソースコードの読み方を指導の上、実際のプログラム改修をOJTにて実施する。その際、プログラム改修後に現行システムへリリースするに当たっての手順や留意事項、設計書群への反映についても一連の作業として実施し、今後の自律的なソフトウェア改修についての能力向上を図る。尚、同OJTの実施に先立って、JICA産業開発・公共政策部及びJICAベトナム事務所との連携と共に、技術協力プロジェクト長期専門家及び関税局専門家とも適宜・適時に情報共有、意見交換、調整を行うこととする。

(1 1) 運用効率化に向けた改善提案の実施

- 1) 上記(9)に関し、利活用方針の詳細方針の検討に加え、運用効率化に向けた改善提案をGDVCと協議し、GDVC側と合意形成を行う。尚、本提案に先立って、JICA産業開発・公共政策部及びJICAベトナム事務所との連携と共に、技術協力プロジェクト長期専門家及び関税局専門家とも適宜・適時に情報共有、意見交換、調整を行うこととする。

(1 2) ファイナルレポートの作成・説明・協議

- 1) 全ての調査結果及び技術支援の成果を取りまとめたファイナルレポート案を作成する。尚、同レポートのGDVCとの検討に先立って、JICA産業開発・公共政策部及びJICAベトナム事務所との連携と共に、技術協力プロジェクト長期専門家及び関税局専門家とも適宜・適時に情報共有、意見交換、調整を行うこととする。
- 2) JCC等の会議を通じ、同レポートの結果を共有し、GDVC及び日本側関係者からのコメントを取り付ける。その後、日本側関係者及び先方実施機関のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、機構に提出する。

7. 成果品等

(1) 報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、業務完了報告書とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書	契約日後 10 営業日以内	和文：3 部
ワーク・プラン	業務開始から約 1 ヶ月後	英文：4 部
業務進捗報告書	業務開始から約 3 ヶ月後	英文：4 部
業務完了報告書	業務完了時	和文：3 部 英文：4 部 CD-R：4 部

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

業務計画書、ワーク・プラン、業務進捗報告書、業務完了報告書の各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA

とコンサルタントで協議、確認する。

1) 業務計画書

- (ア) 業務の概要（背景・経緯・目的）
- (イ) 業務実施の基本方針
- (ウ) 業務実施の具体的方法
- (エ) 業務実施体制
- (オ) 業務フローチャート
- (カ) 要員計画
- (キ) 先方実施機関便宜供与負担事項
- (ク) その他必要事項

2) ワーク・プラン（案）

- (ア) 業務の概要（背景・経緯・目的）
- (イ) 業務の基本方針
- (ウ) 業務の具体的方法
- (エ) 業務実施体制
- (オ) 業務フローチャート
- (カ) 要員計画
- (キ) 先方実施機関便宜供与負担事項
- (ク) その他必要事項

※ワーク・プランは、カウンターパートとの合意をもって完成とする。

3) 業務進捗報告書

- (ア) 業務の概要（背景・経緯・目的）
- (イ) 活動内容
 - ① ハードウェア更改に向けた技術支援
 - ② 現行システムへの緊急セキュリティ対応支援
 - ③ 利活用改善検討支援
 - ④ 現行システムにおける軽微な改修実施支援
 - ⑤ 他システム調査・連携検討支援
- (ウ) 業務実施上の課題・工夫・教訓
- (エ) 提言
 - ① ハードウェア更改に向けた技術支援
 - ② 現行システムへの緊急セキュリティ対応支援
 - ③ 利活用改善検討支援
 - ④ 現行システムにおける軽微な改修実施支援
 - ⑤ 他システム調査・連携検討支援
- (オ) 次期活動計画

※（イ）活動内容は、技術支援・指導の方法及び内容に留意し記載

4) 業務完了報告書

- (ア) 業務の概要（背景・経緯・目的）

(イ) 活動結果

- ① ハードウェア更改に向けた技術支援
- ② 現行システムへの緊急セキュリティ対応支援
- ③ 利活用改善検討支援
- ④ 現行システムにおける軽微な改修実施支援
- ⑤ 他システム調査・連携検討支援

(ウ) 業務実施上の課題・工夫・教訓

(エ) 提言

- ① ハードウェア更改に向けた技術支援
- ② 現行システムへの緊急セキュリティ対応支援
- ③ 利活用改善検討支援
- ④ 現行システムにおける軽微な改修実施支援
- ⑤ 他システム調査・連携検討支援

※ (イ) 活動結果は、技術支援・指導の方法及び内容に留意し記載

(2) 技術協力成果品等

GDVC が中心となり作成する以下の資料を、業務完了時に提出する。

- 1) セキュリティ対策適応手順書
- 2) 環境構築手順書

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したもののについても、適宜添付の上、JICA に提出する

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務フローチャート

1. 業務工程計画

2017年7月より業務を開始し、2018年4月の業務終了を目処とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約44.88M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、より適切な専門家の配置が考えられる場合はプロポーザルにて提案することとする。また以下に記載の格付けは目安であり、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 総括／全体統制（2号）
- イ 通関（制度・運営）検討支援
- ウ 通関（システム）検討支援
- エ システム技術移転支援
- オ 貨物（制度・運営）検討支援
- カ 貨物（システム・航空）検討支援
- キ 貨物（システム・海上）検討支援
- ク VCIS 検討支援
- ケ OGA・システム共通検討支援
- コ ハードウェア更改検討支援（3号）
- サ ハードウェア更改基盤検討支援
- シ セキュリティ対策策定支援

※「ア 総括／全体統制」は、総括業務及び利活用方針検討の策定全般に係る業務に従事する。

※本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載）。

- ア チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
- イ 税関行政/事後調査（長期派遣専門家）
- ウ システム運営管理/業務調整（長期派遣専門家）
- エ IT支援ミッション（短期派遣専門家）
- オ 事後調査（短期派遣専門家）
- カ リスク管理（短期派遣専門家）

3. 便宜供与

JICA ベトナム事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおり。

- ア 空港送迎
なし

- イ 宿舎手配
なし
- ウ 車両借上げ
なし
- エ 通訳備上
なし
- オ 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ 執務スペースの提供
GDVC 内のプロジェクトオフィスにおける執務スペースの一部を提供（ネット環境完備）

4. 参考資料

(1) 本業務に関する以下の資料を JICA 産業開発・公共政策部（TEL:03-5226-6587）にて貸与します。

- ・ 詳細計画策定結果（2015 年 4 月実施の詳細計画策定調査の調査結果）
- ・ 案件概要
- ・ R/D
- ・ Study Report

(2) 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・ プロジェクト概要
(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1500338_1_s.pdf)
- ・ 前フェーズプロジェクト（通関電子化促進プロジェクト）基本情報
(<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/CE4FD2DDAF79554A492579DC0079ED18?OpenDocument&pv=VW02040104>)
- ・ 前フェーズプロジェクト（通関電子化促進プロジェクト）詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12081469.pdf>)

5. その他の留意事項

(1) 安全管理

地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA 事務所、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA 事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地作業中における安全管理体制はプロポーザルに記載する。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

(2) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。